

3) 社会的視点に関する課題

A. 倫理的、法的、社会的課題への対応及びルールの整備

<p>⑪ 関連指針との整理</p>	<p>・改正個人情報法の中身や効果について普及啓発が必要ではないか。</p>	<p>○個人情報保護委員会では、リーフレットなどの各種広報資料を作成し、関係団体を通じて配布するとともに、全ての都道府県において中小企業向け説明会を開催するなど、改正個人情報保護法の周知広報を進めているところである。 また、個人情報保護委員会ホームページにおいて、法令・ガイドライン、それらのQ&Aをはじめ、法改正のポイントを分かりやすく解説した各種広報資料、説明会案内、よくある質問などを掲載し、周知広報を進めているところである。 さらに個人情報保護法の解釈に関する質問に回答する個人情報保護法質問ダイヤルを開設し、法の正しい解釈の啓発に努めているところである。</p> <p>○文部科学省、厚生労働省及び経済産業省では、改正研究倫理指針やそのガイダンス、Q&A等をホームページで公開すること等により対応していく。また、既に3省合同で大学、研究機関、企業の研究者等を対象に説明会等にて周知を図っているところであり、今後も引き続き周知活動を行っていく。</p> <p>○AMEDが現在支援している研究課題については、ホームページに掲載している問い合わせ先にて対応しており、改正個人情報法関係の問題に関しても同窓口で対応していく。</p>
<p>その他</p>	<p>・ELSIについて改めて学術的観点での調査・研究が必要ではないか。</p>	<p>○ゲノム医療実現推進プラットフォーム事業において、平成28年度に「先導的ELSI研究プログラム」の公募を行った。ゲノム研究の現場におけるELSIや、ゲノム医療等への社会実装を見据えたELSIの問題解決に向けて、事例研究と中長期的な視点にたった研究の2つの側面から、関連する調査研究を実践していくことを目的としており、1課題が採択された。</p>